

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

局名	雇用均等・児童家庭局
----	------------

I. 放課後児童健全育成事業の届出に関する手続

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 事業開始時

① 手続の概要

国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を行うときは、あらかじめ、市町村長に届け出る必要がある。

② 電子化の状況

特になし（地方公共団体毎にそれぞれで対応している。）

(2) 事業変更時

① 手続の概要

国、都道府県及び市町村以外の者は、届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

特になし（地方公共団体毎にそれぞれで対応している。）

(3) 事業廃止時

① 手続の概要

国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、市町村長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

特になし（地方公共団体毎にそれぞれで対応している。）

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

※（１）～（３）について同じ

自治体に対して、様式をインターネットで入手できるようにすることや郵送等で申請を受け付ける等の削減方策をとるように促していく。削減効果は２％の見通しである。

※地方公共団体の理解・協力が必要な取組である。

3 コスト計測

※（１）～（３）について同じ

1. 選定理由

雇用均等・児童家庭局関係の「営業の許可・認可に係る手続」において、上記手続件数が全体件数の約９割の内数となっているため。

2. コスト計測の方法及び時期

今後、放課後児童クラブの新規申請が増えると考えられる年度末を中心に自治体へのヒアリングにより、作業時間の初回計測を行う予定である。

Ⅱ. 委託状況届

1 手続の概要及び電子化の状況

① 手続の概要

委託者は、家内労働法における委託者となった場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の状況について4月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監督署に提出しなければならない。

② 電子化の状況

e-Gov（電子政府の総合窓口）を通じたオンライン電子申請による届出が可能となっている。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

委託者に対し、平成29年度に、委託状況届はオンライン電子申請が可能であることや、電子申請の方法を盛り込んだ広報資料を作成するとともに厚労省HP（届出様式の記載例、内容に関するQ&A等）等を通じて、オンライン電子申請を促すことにより、行政手続きコストの20%削減を図る。

（参考）オンラインでの届出が進まない主な理由として考えられるもの。

（都道府県労働局が3つまで回答。平成29年6月調査）

ア 電子申請ができることを知らない	38.7%
イ 手間がかかる（イメージ含む）	25.5%
ウ 方法がわからない	23.6%
エ 委託状況届の書き方の相談が必要	0.0%
オ セキュリティが不安	0.9%
カ パソコンを使用していない	2.8%
キ その他	8.5%

3 コスト計測

1. 選定理由

・委託状況届は、全ての委託者に対し、法律上、提出が義務付けられているものであり、届出件数が毎年約7,000件と比較的多いものであるため。

2. コスト計測の方法及び時期

1 当該手続に係る行政手続きコスト（事業者の作業時間）

委託者等にヒアリングを実施した結果を踏まえた行政手続きコストは以下の通り。

（1）委託状況届の作成にかかるコスト（書類の作成とその準備）

約0.2時間／1枚

（2）委託状況届の提出にかかるコスト（監督署までの往復の移動時間及び窓口待ち時間・対面時間）

約2.5時間／1枚

2 コスト計測の時期

平成30年度以降のコスト計測時期：毎年6月末（委託状況届の提出時期を踏まえて決定）

Ⅲ. 保育所等の設置認可等に関する手続

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 保育所等の認可申請

① 手続の概要

民間事業者が、保育所を設置する際には都道府県知事（指定都市又は中核市にあつては当該市の長）の認可を得ることとなっており、また、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）を行う際には市町村長の認可を得ることとなっている。

名称、種類、位置、建物の規模・構造等の厚生労働省令で定める事項のほか、必要な書類は認可主体である各自治体で判断している。

② 電子化の状況

電子化が行われている事例は承知していない。

(2) 保育所等の廃止の承認の申請

① 手続の概要

民間事業者が、保育所を廃止（休止を含む。以下同じ。）する際には都道府県知事の承認を得ることとなっており、また、家庭的保育事業等を廃止する際には市町村長の承認を得ることとなっている。

廃止の理由や現に保育を受けている児童に対する措置等の厚生労働省令で定める事項のほか、必要な書類は認可主体である各自治体で判断している。

② 電子化の状況

電子化が行われている事例は承知していない。

(3) 認可外保育施設の設置等の届出

① 手続きの概要

民間事業者が、認可外保育施設を設置する際には都道府県知事（指定都市又は中核市にあつては当該市の長）に届け出ることとなっている。また、当該施設を廃止する際にもその旨を都道府県知事に届け出ることとなっている。

設置する場合には、施設の名称及び所在地、建物その他の設備の規模・構造等の法令で定める事項を届け出なければならない。一方、廃止する場合には、廃止の理由の通知で定める事項を届け出なければならない。また、設置又は廃止若しくは休止の際に提出する様式は厚生労働省が通知で示している。

② 電子化の状況

電子化が行われている事例は承知していない。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

（1）保育所等の認可申請

- ・ 郵送・メール等での申請の推進
- ・ 申請様式の標準的様式の作成・周知

以上の削減方策による削減効果は約 22%の見通しである。

政府としては、コスト削減のために、自治体の理解を得ながら、郵送・メール等での申請を推進するとともに、申請様式の標準的様式を示し、その活用を促す。

申請の方法や様式は各自治体が独自に条例施行規則等で定めているため。郵送・メール等での申請や様式の統一に当たっては、

- ・ 今年度中に国として指針を示したのち、
- ・ 平成 30 年度中に各自治体での検討、施行規則の改正等を行い、
- ・ 平成 31 年度中にコスト削減後の申請を受け付ける

こととなる。また、適切にコスト計測を行うためには、自治体担当者・保育事業者が変更後の手続に習熟し、十分な件数が処理されることが必要であるため、コスト計測は平成 32 年度に行う。

（2）保育所等の廃止の承認の申請

- ・ 郵送・メール等での申請等の推進
- ・ 申請様式の標準的様式の作成・周知

政府としては、コスト削減のために、自治体の理解を得ながら、郵送・メール等での申請を推進するとともに、申請様式の標準的様式を示し、その活用を促す。

申請の方法や様式は各自治体が独自に条例施行規則等で定めているため。郵送・メール等での申請推進や様式の統一に当たっては、

- ・ 今年度中に国として指針を示したのち、
- ・ 平成 30 年度中に各自治体での検討、施行規則の改正等を行い、
- ・ 平成 31 年度中にコスト削減後の申請を受け付ける

こととなる。また、適切にコスト計測を行うためには、自治体担当者・保育事業者が変更後の手続に習熟し、十分な件数が処理されることが必要であるため、コスト計測は平成 32 年度に行う。

（3）認可外保育施設の設置等の届出

- ・ 郵送・メール等での申請等の推進

政府としてはコスト削減のために、自治体の理解を得ながら、郵送・メール等での申請を推進する（標準的様式は既に示している。）。

申請の方法は各自治体が独自に条例施行規則等で定めているため。郵送・メール等での申請に当たっては、

- ・ 今年度中に国として指針を示したのち、
- ・ 平成 30 年度中に各自治体での検討、施行規則の改正等を行い、
- ・ 平成 31 年度中にコスト削減後の申請を受け付ける

こととなる。また、適切にコスト計測を行うためには、自治体担当者・保育事業者が変更後の手続に習熟し、十分な件数が処理されることが必要であるため、コスト計測は平成 32 年度に行う。

3 コスト計測

1. 選定理由

保育所等の認可申請

件数の多さに加えて、保育の受け皿拡大という政策目標の達成に向けて、手続コストを削減する必要性が特に高いと考えられるため。

2. コスト計測の方法及び時期

- 現状のコスト（待機児童が発生している複数自治体と大手保育事業者に対して平成 29 年 6 月時点でヒアリングした結果を基に標準モデルとして作成）
 - ①申請書類作成時間・・・約 2400 分（1 週間程度）
 - ②自治体への書類提出（移動時間・待ち時間等）・・・約 200 分

- 取り組みの計測方法・時期
 - ①測定方法
上記の標準モデル作成に当たってヒアリングを行った自治体等に対して、手続に要する時間をヒアリングする。
 - ②測定時期
時期は、認可申請が特に多い平成 32 年 12 月～平成 33 年 3 月中を想定